

5 犯罪被害者等への支援の推進

| 施策                     | 事業                    | 具体的な取組内容  | R5計画  | 担当課                        |
|------------------------|-----------------------|---|---|----------------------------|
| (1)<br>損害回復・経済的支援等への取組 | ア 損害賠償請求等に関する周知       | 損害賠償請求制度その他制度の周知、助言   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口リーフレット等を活用した情報提供を行う。(環境生活総務課)</li> <li>●「被害者の手引き」等のリーフレットを活用して各種制度に関する情報提供を行う。(広報県民課)</li> <li>●性暴力やDV被害者に対する法律相談を実施し、必要に応じて制度の周知や助言を行う。(青少年家庭課)</li> </ul>   | 環境生活総務課<br>青少年家庭課<br>広報県民課 |
|                        | イ 経済的負担の軽減            | 犯罪被害給付制度他各種負担軽減による経済的負担の軽減  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワンストップ支援センターにおいて、産婦人科医療が必要な性暴力被害者に対し、医療費公費負担を行う。(青少年家庭課)</li> <li>●犯罪被害給付制度による給付金の支給、司法解剖後における遺体修復、遺体搬送及びハウスクリーニングに要する経費、身体犯被害者に対する診断書料及び初回診料等に要する経費の公費負担を行い、経済的負担軽減を図る。(広報県民課)</li> </ul>  | 青少年家庭課<br>広報県民課            |
|                        |                       | 見舞金制度による経済的負担の軽減  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等見舞金制度による給付金の支給を行い、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る。</li> </ul>  | 環境生活総務課                    |
|                        | ウ 居住の安定               | 一時避難場所の確保   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅が事件現場となるなど犯罪被害者等が居住困難となった場合や、犯罪被害者等が加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがある場合などにおけるホテル等宿泊施設の確保を行うとともに、その費用の公費負担を行う。</li> </ul>   | 広報県民課                      |
|                        |                       | 県営住宅の優先入居   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等を優先入居等(※)の対象者とする。</li> <li>※優先入居～高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護、DV被害者、犯罪被害者等を対象に公募において抽選の当選率を優遇</li> <li>※目的外使用入居～犯罪被害者等で、緊急に迫られており公募による入居を待つことができない方を対象</li> </ul>   | 建築住宅課                      |
|                        | エ 雇用の安定               | 労働相談窓口での相談対応等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●労働相談員を配置し、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関する相談に、面談・電話・メールで対応する。</li> </ul>   | 雇用政策課                      |
| 県内事業者に対する広報啓発          |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口リーフレット等を活用した情報提供を行う。</li> </ul> | 環境生活総務課   |                            |
| (2)<br>精神的・身体的被害の回復    | ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 | 専門的な知識・技能を有する専門職によるカウンセリング  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ワンストップ支援センターにおいて、性犯罪被害者に対するカウンセリングを実施する。児童心理司の見立てを元に必要な支援を実施する。(青少年家庭課)</li> <li>●部内カウンセラーや部外カウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリング支援を実施し、精神的被害の回復・軽減を図る。(広報県民課)</li> <li>●令和5年4月から運用開始したガイダンスカウンセラー制度を活用し、カウンセリングを希望しない急性期の犯罪被害者等に対する支援充実を図る。(広報県民課)</li> <li>●専門的な知識を有する職員の運用により、犯罪被害者等に適切な支援活動を実施できる体制構築を行う。(広報県民課)</li> </ul> | 青少年家庭課<br>広報県民課            |
|                        |                       | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールカウンセラーをすべての公立学校に配置する。</li> <li>●スクールソーシャルワーカーは、市町村(松江市を除く)への委託も含め、単独配置型・派遣型で実施する。</li> </ul>  | 教育指導課                      |
|                        |                       | 心の健康相談  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●県内の各保健所及び心と体の相談センターにおいて、心の悩みや不調に関する相談に対応する。</li> </ul>  | 障がい福祉課                     |

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画及び第1期島根県犯罪被害者等支援計画」に基づく進行管理表  
(事業実施予定表) **支援計画分**

**5 犯罪被害者等への支援の推進**

| 施策              | 事業                      | 具体的な取組内容                   | R5計画  | 担当課                        |
|-----------------|-------------------------|----------------------------|---|----------------------------|
| 防止への取組          | イ 安全の確保                 | 個人情報の適切な取扱い                | ●犯罪被害者等の氏名の公表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に判断し、適切な発表内容となるように配慮する。(担当2課)  | 環境生活総務課<br>広報県民課           |
|                 |                         | 安全確保                       | ●被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話の貸し出しなどを行う。   | 広報県民課                      |
|                 |                         | 女性相談センター、児童相談所の一時保護等       | ●女性相談センター、児童相談所において、必要に応じて、緊急時における迅速かつ安全な一時保護に努める。  | 青少年家庭課                     |
|                 |                         | DV、児童虐待に対する連携              | ●DV対策推進会議や女性に対する暴力対策関係機関連絡会を開催し、関係機関の相互理解と情報共有、連携強化を図る。(青少年家庭課)<br>●DV被害者、被害児童の安全確保のため、関係機関との情報共有及び連携した保護対策を推進する。(担当3課)<br>●被害者等の安全確保に資するため、児童相談所等との合同訓練等を実施する。(少年女性対策課)<br>●児童虐待の被害児童等について、関係機関と情報を共有するなど連携を図る。(教育指導課) | 青少年家庭課<br>少年女性対策課<br>教育指導課 |
|                 | ウ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等   | 職員に対する教育                   | ●二次的被害を与えることのないよう、研修等を通じ相談対応職員等のスキルアップを図る。(青少年家庭課)<br>●警察職員に対する専科教養や研修会等、教養の充実を図る。(広報県民課)   | 青少年家庭課<br>広報県民課            |
|                 |                         | 事情聴取における心情への配慮             | ●事情聴取では、対応警察官、聴取場所、聴取方法等について配慮する。(担当2課)<br>●児童が被害者となった性犯罪、虐待事案については、関係機関と連携し、司法面接を実施して犯罪被害者等の心情に配慮する。(少年女性対策課)  | 刑事企画課<br>少年女性対策課           |
| (3) 拡充への取組      | ア 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等 | 被害届・告訴への対応                 | ●被害届けの迅速・確実な受理、有効な告訴の迅速・適切な対応について、会議、研修等の際に指導を行う。   | 刑事企画課                      |
|                 |                         | 被害者の手引き等による情報提供            | ●相談窓口リーフレット等を活用した情報提供を行う。(環境生活総務課)<br>●「被害者の手引き」等のリーフレットを活用して各種制度に関する情報提供を行う。(広報県民課)  | 環境生活総務課<br>広報県民課           |
| ア 関係機関・団体との連携推進 |                         | 関係機関・団体との間における活動内容に関する情報共有 | ●犯罪被害者等が必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れない支援を実施するための連携を促進する。(担当2課)<br>●被害者等が被害状況を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等早期支援団体に対して、被害者等の情報を提供し連携した支援を推進する。(担当2課)<br>●島根県被害者支援連絡協議会の会員間の連携及び相互協力の充実を図る。(担当2課)                        | 環境生活総務課<br>広報県民課           |
|                 |                         | 死傷者多数事案発生時における緊急支援体制       | ●島根県被害者支援連絡協議会において制定した「死傷者多数事案発生時における緊急支援体制」及び「緊急支援体制の申し合わせ事項」に基づき、被害者が多数発生する事案にも迅速に支援を行うことができるよう連携を図る。(担当2課)   | 環境生活総務課<br>広報県民課           |

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画及び第1期島根県犯罪被害者等支援計画」に基づく進行管理表  
(事業実施予定表) 支援計画分

5 犯罪被害者等への支援の推進

| 施策                     | 事業                           | 具体的な取組内容         | R5計画   | 担当課   |
|------------------------|------------------------------|------------------|--|---|
| (4)<br>支援等のための体制整備への取組 |                              | 総合的な被害者支援の実施     | ●島根県被害者支援連絡協議会及び地域単位の被害者支援ネットワークの開催、被害者支援のための制度等に関する情報交換、会員間の連携を強化する。  | 広報県民課   |
|                        | イ 民間団体に対する支援                 | 民間団体活動への支援       | ●(公社)島根被害者サポートセンターに対する広報啓発事業委託を継続して行う。(環境生活総務課)<br>●民間支援団体が行う支援員養成講座への講師について、必要に応じて派遣する。(人権同和対策課)<br>●民間支援団体が行う支援員養成講座への講師派遣など、人材育成に対する支援を行う。(広報県民課)<br>●島根被害者サポートセンターに対し、犯罪被害者等支援業務委託を継続して行う。(広報県民課)  | 環境生活総務課<br>人権同和対策課<br>広報県民課   |
|                        |                              | 民間団体の広報等         | ●相談窓口リーフレット等を活用した情報提供を行う。(環境生活総務課)<br>●犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の意義や活動について広報を行う。(広報県民課)   | 環境生活総務課<br>広報県民課  |
|                        | ウ 相談窓口の充実・周知                 | 総合的対応窓口          | ●被害者等が被害状況を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減を図るため、関係機関に対して、被害者等の情報を提供し連携した支援を推進する。(環境生活総務課)   | 環境生活総務課   |
|                        |                              | 各相談窓口の充実・周知      | ●犯罪被害者等支援に関する会議を開催する。(環境生活総務課)<br>●相談窓口リーフレット等を活用した情報提供を行う。(環境生活総務課)<br>●「人権相談ダイヤル」について、人権啓発推進センター広報誌「りっぶる」に掲載し、市町村・団体・病院等に配布し周知を行う。(人権同和対策課)<br>●女性に対する暴力をなくす運動期間を中心とした広報・啓発、関係機関との各種会議や研修会等の場で、DVや性暴力相談窓口(たんぼぼ)の周知を図る。(青少年家庭課)<br>●広聴広報課の広報媒体を活用し、DVや性暴力相談窓口の周知を図る。(青少年家庭課)<br>●県警ホームページ、イベント、パンフレット等を活用し、相談窓口の周知を図る。(広報県民課) | 環境生活総務課<br>人権同和対策課<br>青少年家庭課<br>広報県民課   |
|                        | (5)<br>県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 | ア 各種媒体を活用した広報・啓発 | 県民等の理解の増進  | ●県・県警のホームページやイベント等を活用し、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の人権擁護の重要性等に関する広報・啓発活動を行う。(環境生活総務課、広報県民課)<br>●「しまね人権フェスティバル2023」を12月10日(日)益田市の芸術文化センターグラントワにおいて開催する。(人権同和対策課) |
| イ 犯罪被害者週間における広報・啓発     |                              | 犯罪被害者週間の浸透と定着化   | ●島根県庁ロビーにおいて犯罪被害者パネル展を開催する。(担当2課)<br>●犯罪被害者週間にあわせてパネル展や各種イベントを開催し、集中的に広報啓発活動を行う。(担当2課)   | 環境生活総務課<br>広報県民課  |
| ウ 講演会等の開催              |                              | 犯罪被害者等の声を聴く取組    | ●犯罪被害者等支援に関する会議に併せ、被害者支援を考える講演会を開催する。(環境生活総務課)<br>●必要に応じて「犯罪被害者等支援」をテーマとした講演会等を開催する。(人権同和対策課)<br>●講演会等について学校へ周知する。(教育指導課)<br>●犯罪被害者等への誤解や偏見、犯罪等による被害の深刻さや命の大切さに対する県民一人一人の理解の促進のため、講演会等を開催する。(広報県民課)<br>●民間支援団体と協働して、犯罪被害者遺族を講師とする「命の大切さを学ぶ教室」を、県内の中学・高校で開催する。(広報県民課)   | 環境生活総務課<br>人権同和対策課<br>教育指導課<br>広報県民課  |